日行連発第225号
平成25年5月27日

各 単 位 会 長　様

日本行政書士会連合会
会長　北 山　孝 次
第一業務部
部長　岸 本　敏 和

自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「一括利用」の
利用規約変更について（お願い）

国土交通省より、平成25年5月25日付で、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）申請における、一括利用者向けの利用規約を変更した旨の連絡が参りましたので、お知らせいたします。

改定内容につきましては、自動車登録検査手数料の納付期限が30日から75日に延長する変更がなされております。

別添のとおり利用規約を送付いたしますので、各単位会におかれまして、「一括利用」をお申し込みいただいている所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

＜別　添＞
国交省資料「利用規約（一括利用者向け）」

以　上

利用規約（一括利用者向け）

目次 第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　本システムの利用（第４条－第１３条）
第３章　システム等の管理（第１４条－第１７条）
第４章　雑則（第１８条）
附則

第１章　総則

（目的）
第１条
　この規約は、申請用 API を用いた自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条
　この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）「本システム」　自動車保有関係手続を受付処理するシステムをいう。
（２）「システム提供者」　国土交通省、OSS 都道府県税協議会及び OSS 推進警察協議会をいう。
（３）「申請用 API」　本システムを利用して申請・届け出等の手続を行う際に、本システムへの申請データの送信、状況照会等を行うプログラムをいう。
（４）「一括利用者」　申請用 API を用いて本システムを利用し、申請・届出等の手続を行う者をいう。
（５）「インタフェース仕様書」　一括利用者が申請用 API を利用するための電子文書仕様及び API 仕様等をいう。
（６）「収納機関システム」　財務省が管理及び運用する歳入金等の収納に係る歳入金電子納付システム及び地方公共団体が管理及び運営する税・手数料の収納に係る地方公共団体通信サーバをいう。
（７）「関連外部機関システム」　収納機関システム、公的個人認証サービス、電子認証登記所（商業登記認証局）、政府認証基盤（GPKI）ブリッジ認証局、登録情報処理機関、マルチペイメントネットワーク及び希望番号システムをいう。
（８）「申請状況確認画面」　本システムの申請・届出等の手続に係る処理状況を確認するための画面で、本システムにアクセスすることで閲覧可能となるものをいう。

（９）　「一括状況照会機能」　一括利用者から本システムが受け付けた申請に係る処理状況を確認するための機能で、申請用 API を利用することで確認可能となるものをいう。
（１０）　「補正画面」　申請内容の不備等の理由により補正が要求された場合、一括利用者が申請内容の補正を行うための画面をいう。
（１１）　「受付番号（到達番号）」　本システムを利用して申請・届出等の手続を行うに当たり、本システムが受け付けた時に付与される番号
（１２）　「申請パスワード」　本システムを利用して申請・届出等の手続を行う際に、一括利用者が登録する符号
（１３）　「一括利用者ＩＤ」　一括利用者がインタフェース仕様書に従い申請等の手続きを行うために、一括利用者に付与される識別符号
（１４）　「一括利用者ＩＤパスワード」　一括利用者が本システムにアクセスする際に、一括利用者ＩＤと対で特定の利用者であることを確認するための符号
（１５）　「納付番号等」　申請状況確認画面に表示される収納機関番号、納付番号、納付区分及び確認番号をいう。
（１６）　「まとめ払い機能」　一括利用者が税・手数料ごとに複数の納付対象を一つの納付番号にまとめて納付することができる機能
（１７）　「まとめ払い利用者ＩＤ」　一括利用者が本システムのまとめ払い機能を利用するために、一括利用者に付与される識別符号
（１８）　「まとめ払い利用者ＩＤパスワード」一括利用者がまとめ払い機能を利用するために本システムにアクセスする際に、まとめ払い利用者ＩＤと対で特定の利用者であることを確認するための符号
（１９）　「 一括利用者システムＩＤ」　一括利用者が本システムを利用して申請等の手続を行うために構築したシステムに付与される識別符号
（２０）　「一括利用者システムＩＤパスワード」　一括利用者システムを利用して本システムにアクセスする際に、一括利用者システムＩＤと対で特定のシステムであることを確認するための符号

（適用）
第３条
　この規約は、一括利用者に適用されるものとする。
２　システム提供者は、予告なくこの規約を改定できるものとし、改定されたこの規約の施行日以降は、本システムの利用については改定後の規約が適用されるものとする。なお、システム提供者は、この規約の改定を、本システムのポータルサイトを通じて周知することとする。

第２章　本システムの利用

（規約への同意）
第４条
　一括利用者は、本システムの利用に際しＩＤの払い出しを申請し、また、必要に応じてインタフェース仕様書の開示を申請し、事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して本システムを利用するものとする。
２　一括利用者が本システム及びインタフェース仕様書を利用する際には、一括利用者はこの規約に同意したものとみなす。

（一括利用者の責任）
第５条
　一括利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本システムを利用するとともに、本システムの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）等を管理するものとし、システム提供者に対しいかなる責任も負担させないものとする。
（１）　受付番号（到達番号）
（２）　申請パスワード
（３）　申請内容
（４）　納付番号等
（５）　申請状況確認画面または一括状況照会機能で確認される情報
（６）　本システムの利用に関し受信する電子メール
（７）　一括利用者ＩＤ
（８）　一括利用者ＩＤパスワード
（９）まとめ払い利用者ＩＤ
（１０）まとめ払い利用者ＩＤパスワード
（１１）一括利用者システムＩＤ
（１２）一括利用者システムＩＤパスワード

２　一括利用者は、本システムのポータルサイトに示しているサービス対象地域、対象手続及び申請の条件を確認し、必要に応じインタフェース仕様書の確認及び申請ＡＰＩを利用するプログラムの開発を行うとともに、申請・届出等の手続を行うものとする。一括利用者が、サービス対象地域、対象手続、申請の条件及びインタフェース仕様書と合致しない申請・届出等を行った結果、一括利用者又は他の第三者が被った損害については、シス

テム提供者は一切の責任を負わないものとする。

3　一括利用者は、申請状況確認画面または一括状況照会機能を用いて適宜自己の行った申請・届出等の手続に係る処理状況を確認し、本システムのポータルサイトに示している申請の流れ及びシステム提供者からの指示に従って対応するものとする。税、手数料の納付が必要な場合は申請状況確認画面または一括状況照会機能で確認される納付期限内に速やかに対応するものとする。一括利用者が、税、手数料の納付期限内に行わなかった結果、一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

本システムを利用した税・手数料の納付期限

| 区　　分 | 納付期限 |
|---|---|
| 自動車検査登録手数料 | 申請があった日から７５日以内 |
| 保管場所証明申請手数料 | 申請があった日から１５日以内 |
| 自動車税<br>自動車取得税<br>自動車重量税<br>自動車保管場所標章交付手数料 | 各行政機関において審査が完了となった日から１年以内<br>ただし、自動車税、自動車取得税分については、この納付期限内であっても、速やかに納付されないと各都道府県の条例等により決定、滞納処分の手続が行われることがある。 |

4　一括利用者は、申請状況確認画面または一括状況照会機能を用いて適宜自己の行った申請・届出等の手続に係る処理状況を確認し、本システムのポータルサイトに示している申請の流れに従って対応するものとする。申請の補正が必要な場合は申請状況確認画面または一括状況照会機能で確認される期限日までに補正画面を用いて対応するものとする。一括利用者が、申請の補正を期限日までに行わず、申請が却下された場合に一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

本システムを利用した補正応答期限

| 区　　分 | 補正応答期限 |
|---|---|
| 国土交通省からの補正 | 審査担当者からの補正の指示がなされた日から７日以内 |
| 各都道府県からの補正 | 審査担当者からの補正の指示がなされた日から１年以内 |
| 各都道府県警察からの補正 | 審査担当者からの補正の指示がなされた日 |

| | |
|---|---|
| | の翌日から５日（土日、祝祭日、年末年始を除く）以内 |

５　一括利用者は、本システムによる申請が却下された場合、却下された事実及びその理由は申請状況確認画面を用いて確認するものとする。

６　一括利用者は、地方公金の納付に際しては、納付状況が反映されるまで一定の時間を要するため、申請状況確認画面または一括状況照会機能を用いて適宜自己の行った申請・届出等の手続に係る処理状況を確認するものとし、納付状況が反映されるまでの間に再度納付を行わないように十分に注意するものとする。

７　一括利用者が、申請・届出等の手続を行った場合において、登録情報処理機関において必要な情報が検出されず、申請を却下された場合に一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

８　一括利用者が、車両特定番号を用いて申請・届出等の手続を行った場合において、登録情報処理機関において検索が開始された日から３０日以内に当該車両特定番号に対応する車台番号が検出されず、申請を却下された場合に一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

（申請・届出の委任）
第６条
　第三者が、本システムを利用した申請・届出等の手続を委任された場合において、当該委任を受けて本システムを利用して申請・届出等の手続を行う者は当該手続に関する権限を委任されたものとみなす。

（システムに関する知的財産権）
第７条
　本システムに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、システム提供者、警察庁、総務省及び国税庁に帰属する。
２　一括利用者は、本システムに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うに当たっては、以下の各号に掲げる事項のすべてを遵守しなければならない。
（１）　この規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること
（２）　改変、編集及び頒布並びにリバースエンジニアリング等を行わないこと

（本システムの利用可能時間等）
第８条
　本システムの利用可能時間は、原則２４時間３６５日とする。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により一括利用者に予告なく本システムの利用を停止する場合がある。
　なお、関連外部機関システムの運転状況等により、本システムを計画的に運用停止する場合は、ポータルサイトを通じて周知するものとする。
２　一括利用者が行った申請・届出等の手続に係る審査は、各行政機関の執務時間に行うものとする。

（インタフェース仕様書等）
第９条
　一括利用者は、申請・届出等の手続を行うに当たっては、インタフェース仕様書に従い申請用 API を用いて行うものとし、インタフェース仕様書に従わず又は申請用 API を用いずに申請・届出等を行ったことにより一括利用者又はその他の第三者が被った損害についてシステム提供者は一切の責任を負わない。
２　一括利用者は、申請用 API を使用する際には、別に定めるソフトウェア使用許諾書に同意するものとする。

（様式の利用）
第１０条
　一括利用者は、インタフェース仕様書及び申請用 API により備えられる様式を用いて申請・届出等の手続を行うものとする。

（添付ファイルの形式等）
第１１条
　一括利用者は、本システムを利用して申請・届出等の手続を行うに当たって、保管場所証明手続に関して使用する添付ファイルの形式は、JPEG ファイルとし１ファイル当たり１００KB 以下とする。
　なお、一括利用者が、市販の地図等を用いて添付ファイルを作成する場合は、著作権法等関係法令を遵守の上、自己の責任において使用するものとする。この場合において、一括利用者が法令の遵守を怠った結果、一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

（税・手数料の納付）
第１２条
　一括利用者は、申請・届出等の手続に伴い納付が必要となる税・手数料を、納付番号等を使用することにより金融機関を通じて電子的に納付するものとする。
２　前項の電子的な納付を行う場合、一括利用者は電子的な納付の方法、取扱金融機関、納付可能時間、領収証書の発行及び納付可能金額に制限があること並びに収納機関システム、マルチペイメントネットワークの定期的又は臨時的な停止、納付番号等の利用の制限（第三者の不正利用等を防止するため、納付番号等の利用が一定時間制限されることがある。）及び通信回線の障害等により電子的な納付が行えない場合があることをあらかじめ了解したうえで、電子的な納付を行わなければならない。

（禁止事項）
第１３条
　本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。
（１）　本システムをこの規約に反する目的で使用し又は使用しようとすること
（２）　本システムをウィルスの送付及び不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとすること
（３）　その他本システムの管理及び運用に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行うこと

第３章　システム等の管理

（準備等）
第１４条
　一括利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続は一括利用者が自己の責任で行うものとする。
２　本システムを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、一括利用者の負担とする。
３　電子納税又は電子手数料納付の利用に関して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関との手続等で必要となる費用は、一括利用者の負担とする。

（申請用 API）
第１５条

一括利用者は、システム提供者から申請用 API 及びインタフェース仕様書の提供を受けた場合には、本システムを利用する目的の範囲に限り第三者に対して申請用 API 及びインタフェース仕様書を提供の上で当該ソフトウェアの開発を委託することができるものとする。なお、一括利用者は、当該第三者の行為についても一括利用者の行為とみなし、その一切の責任を負うものとする。

（システムの保証等）
第１６条
　システム提供者は、本システムの提供の遅延、中断又は停止が発生した場合において、その結果一括利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

（非常事態及びシステムの利用が著しく集中した場合等における利用の制限）
第１７条
　システム提供者は、天災、事変その他の非常事態の発生又は本システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、一括利用者に予告なく本システムの利用を停止又は制限することがある。
２　システム提供者は、本システムの利用が著しく集中した場合には、一括利用者に予告なく本システムの利用を制限することがある。
３　システム提供者は、インタフェース仕様書に定められていない不正な申請等が顕著な場合には、一括利用者に予告なく本システムの利用を制限することがある。

第４章　雑則

（合意管轄裁判所）
第１８条
　本システムの利用に関連して一括利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

附　則
この規約は、平成１９年１０月３１日から施行する。
（改定）
平成２５年４月１日　施行
（改定）
平成２５年５月２５日　施行

平成２５年５月８日

日本行政書士会連合会会長　北　山　孝　次　殿

山形地方検察庁検事正　谷　岡　孝　範

犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について（お願い）

この度，当庁では，ヤミ金融業者から追徴した犯罪被害財産を犯罪被害者の方々に被害回復給付金として支給する「犯罪被害財産支給手続」の開始を決定し，官報に公告することとなりました。

上記手続においては，被害者が全国各地に多数存在することから，各地において行政書士への相談等が相当数予想されます。

つきましては，本件手続を円滑に実施するため，上記公告につき，全国行政書士会への周知方をよろしくお取り計らい願います。

また，被害回復給付金支給制度の申請手続等に関する情報は，検察庁ホームページ(http://www.kensatsu.go.jp/)の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載しておりますので，併せてお知らせいたします。

なお，本件手続の開始については，平成２５年５月１７日に官報に掲載して公告する予定ですので，それ以前の周知は御遠慮いただくようお願いいたします。

（本件手続に関するお問い合わせ先）

〒990-0046

山形市大手町１番３２号
山形地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　０２３－６２５－２８５１(直通)

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年5月17日　　山形地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　山形地方検察庁　平成25年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年5月17日

3　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成21年7月上旬頃から平成23年6月中旬頃までの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

長谷川和也、榊原綱一、入江圭則又はその共犯者が、「アシスト」、「セレクト」、「ビッグ」、「アイティバンク」、「レアル」、「グランド」、「クイック」、「レインボー」等の名称及び「マツモト」、「オチアイ」、「マツヤマ」、「ウエスギ」、「マキノ」、「ナカヤマ」、「フクドメ」、「カネコ」等の偽名で業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の利率（１日当たり0.3%）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の(3)を参照）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1)　上記３の(2)記載の検察官が既に把握している貸金業者名

(2)　利息等を受領するために使用された銀行等口座

| 銀行名 | 名義人 | 口座番号（記号番号） |
|---|---|---|
| イオン銀行アクアマリン支店 | スギノ　ユウジ | 1745164 |
| イオン銀行エメラルド支店 | ヤナギサワ　アキフミ | 1674696 |
| イオン銀行オパール支店 | アダチ　マサキ | 0955991 |
| イオン銀行ガーネット支店 | ヤマシタ　マサシ | 0049790 |
| イオン銀行ダイヤモンド支店 | アオキ　ゲンキ | 1360073 |
| イオン銀行ダイヤモンド支店 | タカハシ　キヨシ | 1236457 |
| イオン銀行ペリドット支店 | マエダ　アイロウ | 1555391 |
| ジャパンネット銀行すずめ支店 | アイダ　ユウスケ | 4442379 |
| ジャパンネット銀行すずめ支店 | ツクダ　コウスケ | 1661744 |
| ジャパンネット銀行すずめ支店 | ノグチ　トモヤ | 3131891 |
| みずほ銀行豊橋支店 | ヨシノ　カズアキ | 1987158 |
| ゆうちょ銀行〇〇八店 | ハヤシ　ナミオ | 10010-71350061 |
| ゆうちょ銀行〇一八店 | ノグチ　トモヤ | 10190-85889321 |
| ゆうちょ銀行〇六八店 | コシ　コウジ | 10630-25668571 |
| ゆうちょ銀行四六八店 | オオノギ　ミユコ | 14650-1656751 |
| ゆうちょ銀行五四八店 | モリタ　タケシ | 15480-1747991 |
| ゆうちょ銀行七六八店 | ヤマグチ　ユリ | 17640-11472201 |
| ゆうちょ銀行八三八店 | ハタケヤマ　シンエツ | 18330-13069631 |
| りそな銀行江戸川南支店 | アイダ　ユウスケ | 0126288 |
| りそな銀行新横浜支店 | スガイ　ケンスケ | 1489428 |
| りそな銀行浜松支店 | ニシムラ　リョウ | 1292753 |
| 愛知銀行大森支店 | カトウ　アユミ | 2016544 |
| 愛媛銀行福山支店 | フジワラ　セイジ | 3220708 |
| 横浜銀行渋谷支店 | ツクダ　コウスケ | 6005357 |
| 横浜銀行渋谷支店 | ノグチ　トモヤ | 6012899 |

| | | |
|---|---|---|
| 横浜銀行青葉台支店 | イトウ　セイミ | 6008939 |
| 横浜信用金庫高田支店 | スガイ　ケンスケ | 240725 |
| 楽天銀行サンバ支店 | ニシムラ　リヨウ | 4121837 |
| 関西アーバン銀行藤森支店 | イデグチ　カズヒロ | 738992 |
| 京都中央信用金庫伏見支店 | イデグチ　カズヒロ | 0544241 |
| 群馬銀行深谷支店 | ヤナギサワ　アキフミ | 0719759 |
| 広島銀行児島支店 | カゲヤ　タケシ | 3052845 |
| 埼玉りそな銀行坂戸支店 | キタザワ　ヒデト | 5067507 |
| 埼玉りそな銀行春日部西口支店 | コバヤシ　キヨウジ | 4373581 |
| 埼玉りそな銀行深谷支店 | サカイバラ　アキフミ | 4574688 |
| 三井住友銀行浦和支店 | スズキ　ヒロノリ | 9606740 |
| 三井住友銀行横浜中央支店 | ミヤザト　マサヒロ | 7257625 |
| 三井住友銀行笹塚支店 | ツクダ　コウスケ | 3490917 |
| 三井住友銀行新宿支店 | オカダ　セイキ | 4085587 |
| 三井住友銀行池袋東口支店 | ハシモト　ユウヤ | 8549239 |
| 三井住友銀行中野支店 | アオキ　ゲンキ | 9111879 |
| 三井住友銀行板橋支店 | ミナミ　ヒフミ | 2092439 |
| 三井住友銀行伏見支店 | イデグチ　カズヒロ | 1535454 |
| 三井住友銀行和歌山支店 | コレカワ　ヨシテル | 7072222 |
| 三重銀行今池支店 | カトウ　アユミ | 1343491 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行浦和支店 | ヤマザキ　イサム | 0124896 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行春日部支店 | マスダ　ツヨシ | 0045485 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行瑞江支店 | アイダ　ユウスケ | 0327855 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行土浦支店 | ヤマダ　タカヒロ | 0029137 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行東京女子医大出張所 | ミナミ　ヒフミ | 3615010 |
| 瀬戸信用金庫大森支店 | カトウ　アユミ | 0807163 |
| 西日本シティ銀行宇部支店 | テラト　トヨコ | 1131611 |
| 青森銀行階上支店 | カミタ　カツヒロ | 3001201 |
| 足利銀行岩槻支店 | サトウ　ユウジ | 2741735 |
| 第三銀行上前津支店 | スギノ　ユウジ | 2337171 |
| 第三銀行田辺支店 | コレカワ　ヨシテル | 2389181 |
| 中京銀行本店営業部 | カトウ　アユミ | 1255-311 |
| 東京みらい農業協同組合東久留米支店 | サトウ　シユンスケ | 0024170 |
| 萩山口信用金庫湯田支店 | モリタ　ヒロシ | 0487588 |
| 百五銀行上前津支店 | スギノ　ユウジ | 240227 |
| 武蔵野銀行深谷支店 | ヤナギサワ　アキフミ | 1059000 |
| 福岡銀行宇部支店 | テラト　トヨコ | 6879 |
| 名古屋銀行塩釜口支店 | ヨシカワ　タカハル | 3462004 |
| 留萌信用金庫旭川北支店 | ニスギ　ヨシタカ | 9170818 |

(3)　主な犯行態様

ア　前記４(1)記載の同業者名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。

イ　金員貸付の契約が成立すると、借受人の預貯金口座に現金を振り込む。

ウ　約１週間ないし15日間の期限で、元利金を一括返済させる。一括返済できないときは、利息のみを振り込ませた上、新たに期限を設け、その期日までに元利金を一括返済させる。

エ　元利金の返済及び利息の支払いを、指定された銀行等口座へ振り込ませる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金655万3427円

6　支給申請期間　平成25年5月17日から平成25年7月16日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
(1)　被告人の氏名　①長谷川　和也　②榊原　綱一、入江　圭則
(2)　裁判所名　①仙台高等裁判所　②山形地方裁判所
(3)　裁判年月日　①平成24年7月26日　②平成24年1月24日
(4)　確定年月日　①平成24年8月10日　②平成24年2月8日
(5)　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは共謀の上、「アシスト」などの名称で無登録貸金業を営むとともに、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領していたものであるが、平成22年7月21日から同23年6月15日までの間、多数の借受人をして、被告人らが管理する複数の他人名義の口座に現金合計2996万7524円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒990－0046　山形県山形市大手町１番32号
山形地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　023－625－2851

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（山形地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
(2)　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪収益移転防止法共管省庁担当官　殿

事　務　連　絡
平成25年5月16日
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官
総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項等について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が平成24年7月9日に施行され、平成25年7月8日から、外国人住民についても、顔写真付き住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付対象となることとなります。

各省庁におかれましては、適切な本人確認の徹底のため、所管する特定事業者に対し、下記について、周知していただくようお願いいたします。

記

1　住基カードにおける外国人住民の氏名及び通称等について

（1）氏名及び通称の表記について

外国人住民の住基カードの氏名欄には、基本的にはローマ字表記の氏名が記載されることとなりますが、漢字圏の外国人住民については、下記のとおり、漢字表記の氏名が並記されている場合や、漢字表記の氏名のみが記載されている場合があります。また、住民票に通称（※）が記載されている外国人住民については、必ず、氏名と共に通称が記載されることとなります（【図1】参照）。その場合には、カード券面上の見出しも「氏名／通称」と記載されます。それ以外の場合は、見出しは「氏名」と表記されます。

○外国人住民の氏名及び通称の記載方法（次の6パターンのいずれかになります。）
・ローマ字表記氏名
・ローマ字表記氏名　漢字表記氏名
・漢字表記氏名
・ローマ字表記氏名／通称
・ローマ字表記氏名　漢字表記氏名／通称
・漢字表記氏名／通称

氏名及び通称が、表面に記載できる文字数を超過する場合は、裏面に表面に記載された氏名及び通称の続きから記載されることとなります（【図2】参照）。

（2）生年月日の表記について

外国人住民の生年月日については、西暦で記載されることとなります（【図1】参照）。

（3）カードの有効期間について

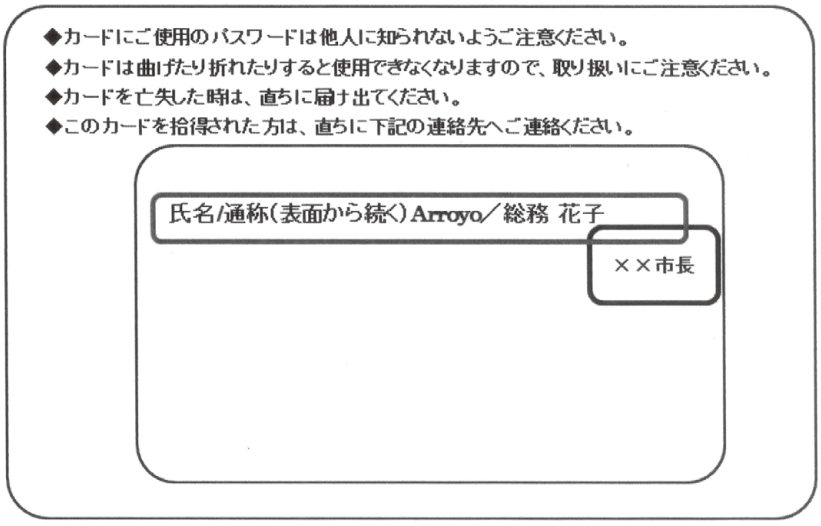
外国人住民の住基カードの有効期間は、当該カードの発行時には在留カード等の在留期間等と一致しますが（永住者及び特別永住者の場合は１０年間）、その後在留期間の更新等が行われた場合に、切り替え後の在留カードに記載される在留期間等とは異なる場合があります。



**【図１】住基カード表面**




**【図２】住基カード裏面**




（※）通称とは、氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう（住民基本台帳法施行令第 30 条の 26 第１項）。

2　住基カードの券面偽造防止策について

日本人の住基カード（平成 21 年４月 20 日以降に交付されたものに限る。）と同様に、住基カードの IC チップ内に券面事項確認情報（券面に記載されている顔写真、氏名（住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通

称）、生年月日、性別、住所と同一の情報）が記録されており、総務省が作成しているサイト（http://juki-card.com/）において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、券面が改ざんされていないことの確認を行うことができます。

なお、外国人住民の場合は、カード券面の生年月日は西暦表記（８桁）となっているため、照合番号として生年月日を入力する際は、西暦の下２桁から入力することになります（例：生年月日が 2013 年４月１日の場合、「130401」と入力）。

**※１　「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダ（２～３千円程度）が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。**

**※２　「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております（総務省によりデジタル署名が付されています。）。**

３　住基カードの本人確認書類としての活用について

住基カードは、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、本人確認書類として位置づけられています。しかし、住民から、総務省に対し、住基カードが特定取引等を行う際の本人確認書類として取り扱ってもらえなかったという相談が寄せられることがあります。

総務省としては、住基カードは、平成 22 年 11 月以降、市区町村において交付の際に厳格な本人確認を行っており、券面偽造防止策が講じられているものであることから、特定取引等を行う際の信頼のおける本人確認書類として取り扱っていただくようお願いします。

**【参考：市区町村における住基カードの本人確認方法について】**

**・即日交付を行うことができるのは、以下のいずれかの条件を満たした場合のみ。**

**① IC 運転免許証等に記録された情報（氏名、生年月日、有効期限、顔写真等）と券面事項が一致する場合**

**② 運転免許証、旅券等の顔写真付き身分証明書に加え、市区町村が適当と認める書類を追加で提示できる場合**

**・上記の条件を満たさない場合は、住民票に記載されている住所に照会・回答書を送付し、後日、必要な事項を記載した上で持参し、更に市区町村が適当と認める書類を提示する必要がある。**

（連絡先）

・　本人確認書類としての取扱い関係
　警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官
　（03-3581-0141）

・　住民基本台帳カード関係
　総務省自治行政局住民制度課
　（03-5253-5111）

# 住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項について

■　住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が平成24年7月9日に施行され、平成25年7月8日から、外国人住民についても、顔写真付き住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付対象となりますので、下記①から③までについて、ご留意ください。

**①　住基カードにおける外国人住民の氏名及び通称等について**

（1）氏名及び通称の表記について
　外国人住民の住基カードの氏名欄には、基本的にはローマ字表記の氏名が記載されることとなりますが、漢字圏の外国人住民については、下記のとおり、漢字表記の氏名が並記されている場合や、漢字表記の氏名のみが記載されている場合があります。また、住民票に通称（※）が記載されている外国人住民については、必ず、氏名と共に通称が記載されることとなります（【図1】参照）。その場合には、カード券面上の見出しも「氏名／通称」と記載されます。それ以外の場合は、見出しは「氏名」と表記されます。

○　外国人住民の氏名及び通称の記載方法（次の6パターンのいずれかになります。）

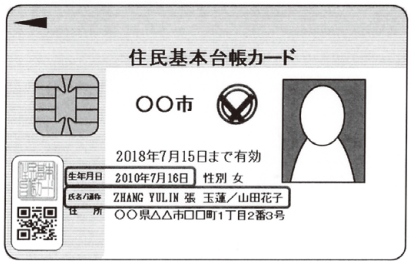
| | | | |
|---|---|---|---|
| ローマ字表記氏名 | ローマ字表記氏名　漢字表記氏名 | 漢字表記氏名 | ローマ字表記氏名／通称 |
| ローマ字表記氏名　漢字表記氏名／通称 | 漢字表記氏名／通称 | | |

　氏名及び通称が、表面に記載できる文字数を超過する場合は、裏面に表面に記載された氏名及び通称の続きから記載されることとなります（【図2】参照）。

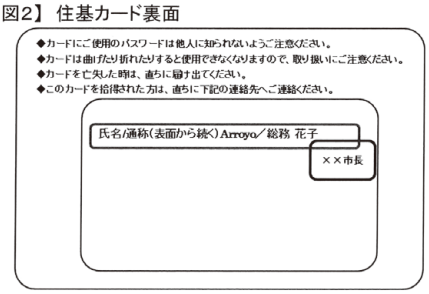
（2）生年月日の表記について
　外国人住民の生年月日については、西暦で記載されることとなります（【図1】参照）。

（3）カードの有効期間について
　外国人住民の住基カードの有効期間は、当該カードの発行時には在留カード等の在留期間等と一致しますが（永住者及び特別永住者の場合は10年間）、その後在留期間の更新等が行われた場合に、切り替え後の在留カードに記載される在留期間等とは異なる場合があります。

【図1】 住基カード表面




【図2】 住基カード裏面




**②　住基カードの券面偽造防止策について**

　日本人の住基カード（平成21年4月20日以降に交付されたものに限る。）と同様に、住基カードのICチップ内に券面事項確認情報（券面に記載されている顔写真、氏名（住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）、生年月日、性別、住所と同一の情報）が記録されており、総務省が作成しているサイト（http://juki-card.com/）において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、券面が改ざんされていないことの確認を行うことができます。
　なお、外国人住民の場合は、カード券面の生年月日は西暦表記（8桁）となっているため、照合番号として生年月日を入力する際は、西暦の下2桁から入力することになります（例：生年月日が2013年4月1日の場合、「130401」と入力）。
※1　「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダ（2～3千円程度）が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。
※2　「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております（総務省によりデジタル署名が付されています。）。

**③　住基カードの本人確認書類としての活用について**

　住基カードは、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、本人確認書類として位置づけられています。しかし、住民から、総務省に対し、住基カードが特定取引等を行う際の本人確認書類として取り扱ってもらえなかったという相談が寄せられることがあります。
　総務省としては、住基カードは、平成22年11月以降、市区町村において交付の際に厳格な本人確認を行っており、券面偽造防止策が講じられているものであることから、特定取引等を行う際の信頼のおける本人確認書類として取り扱っていただくようお願いします。

【参考：市区町村における住基カードの本人確認方法について】

・即日交付を行うことができるのは、以下のいずれかの条件を満たした場合のみ。
　1　IC運転免許証等に記録された情報（氏名、生年月日、有効期限、顔写真等）と券面事項が一致する場合
　2　運転免許証、旅券等の顔写真付き身分証明書に加え、市区町村が適当と認める書類を追加で提示できる場合
・上記の条件を満たさない場合は、住民票に記載されている住所に照会・回答書を送付し、後日、必要な事項を記載した上で持参し、更に市区町村が適当と認める書類を提示する必要がある。

【本件問合せ先】
総務省自治行政局住民制度課　原田（03-5253-5111）

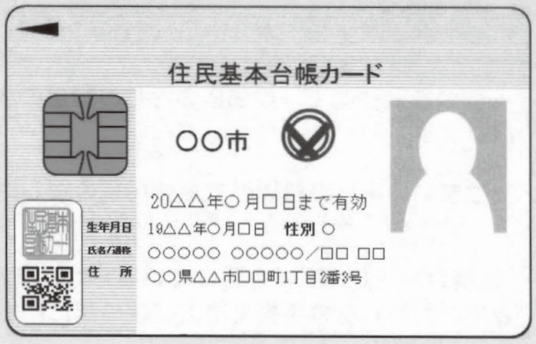
# 外国人住民の方についても「住基ネット」「住基カード」の運用が始まります。

**2013年7月8日から**

**外国人住民の方についても、「住基ネット」※の運用が開始されます。**
**また、「住基カード」※の交付を受けることができるようになります。**

※「住基ネット」：住民基本台帳ネットワークシステム
※「住基カード」：住民基本台帳カード

【写真付き住民基本台帳カード（イメージ）】




**詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。**

総務省

## 「住基ネット」・「住基カード」に関するＱ＆Ａ

**Ｑ１　「住基ネット」って何ですか？**

**Ａ１**　「住基ネット」（住民基本台帳ネットワークシステム）は、住民の方々の利便性の向上等に資するため、住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

**Ｑ２　「住基カード」って何ですか？**

**Ａ２**　「住基カード」（住民基本台帳カード）は、セキュリティに優れたＩＣカードで、「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。

**Ｑ３　「住基ネット」の運用開始にあたって、どのような手続が必要になりますか？**

**Ａ３**　「住基ネット」の運用開始にあたって、外国人住民の方が手続を行う必要はありません。
なお、「住基ネット」の運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード※が記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。
一部の行政手続において、住民票コードの記載を求められることがありますので、住民票コード通知票は大切に保管してください。

※住民票コードは、「住基ネット」において全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

**Ｑ４　「住基カード」はどうすれば取得できますか？**

**Ａ４**　住民基本台帳カード交付申請書、写真（「写真付き住基カード」を希望する方のみ）、在留カード等の証明書等、手数料（無料としている市区町村もあります。）を持参のうえ、お住まいの市区町村で申請を行ってください。

### 「住基ネット」の運用が開始されると、例えば次のことができるようになります。

- 一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続が簡略化されるようになります。
- お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けること※ができるようになります。
  ※「住基カード」又は在留カード等の提示が必要です。
- 「住基カード」の交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- 「住基カード」に電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。
- 「住基カード」の交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

「住基ネット」・「住基カード」の詳細は、次のＨＰをご覧ください。
「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

参考

日行連発第２０９号
平成２４年５月１１日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会長　北山　孝次
総務部
部長　中村　利雄

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について

標記の件につきまして、日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする「改正住民基本台帳法」が平成24年7月9日より施行され、依頼人である外国人住民の住民票の写し等を職務上請求することが可能となります。

同請求を行うにあたり、現行の職務上請求書の様式改訂が一部必要になることから、平成24年4月25日、26日に開催された理事会で「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）」が可決・承認され、平成24年7月9日より施行されますので、下記のとおりご案内いたします。

なお、本改正により、平成25年度頒布分の職務上請求書から新様式に変更となりますが、平成24年度頒布分を含めた現行様式についても、様式表面に必要文言を追記することにより、平成25年3月31日まで使用することができる取扱いとしております。

記

＜職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正概要＞

１．改正理由

日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする改正住民基本台帳法（平成21年7月15日公布）が、平成24年7月9日より施行される。

同法施行により、行政書士も依頼人である外国人住民の住民票の写し等を日本人同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能となることから、同請求を行う場合の行政書士用職務上請求書の必要な様式改訂を行うもの。

また、平成22年度に総務省組織の名称変更等があったことから、これに対応すべく改正する。

２．改正内容

第31条第２項中「市町村課」を「住民制度課」に改める。

様式第１号（第２条第２項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第12条の３第７項による基礎証明事項以外の事項（４）」内の「□本籍」の下に「又は国籍・地域」を加える。

様式第１号（第２条第２項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（３）欄内の「請求に係る者の氏名」の下に「（外国人にあっては通称のみにても可。）」を、同（４）欄内の「住民基本台帳法第７条第１号から第３号まで及び第６号から第８号までに定める事項」の下に「（外国人にあっては第30条の51による読み替えあり）」を加え、同（５）欄内の末尾に次の一文を加える。

「なお、外国人について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。」

＜新旧対照条文＞

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （盗難等の報告及び未返戻の取扱い）<br>**第 31 条　（略）**<br>2　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び住民制度課に報告し、周知を図ることとする。 | （盗難等の報告及び未返戻の取扱い）<br>**第 31 条　（略）**<br>2　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び市町村課に報告し、周知を図ることとする。 |
| 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内<br>□本籍又は国籍・地域 | 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内<br>□本籍 |
| 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内<br>戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名（外国人にあっては通称のみにても可。）、又は請求に係る者の範囲を記入する。 | 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内<br>戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名、又は請求に係る者の範囲を記入する。 |
| 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（4）欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項（外国人にあっては第 30 条の 51 による読み替えあり）をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。 | 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（4）欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。 |
| 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（5）欄内<br>「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。<br>なお、外国人について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。 | 様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（5）欄内<br>「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。 |

3．様式改訂に係る現行様式の無償差し替えについて（予定）

差し替え対象は、①現行様式を所属単位会から購入して所持している会員分（※所持している職務上請求書に未使用分がある限り対象）、②単位会保管分の 2 点を考えており、スケジュールは以下を予定しております。

（※無償差し替え等のご案内については、追ってお知らせいたします。）

| | |
|---|---|
| 平成 24 年 10 月初旬 | 各単位会宛に無償差し替え分の冊数について、アンケートを実施。 |
| 平成 24 年 12 月下旬 | 各単位会へ無償差し替え分の新様式職務上請求書を頒布。 |
| 平成 25 年 1 月～ | 各単位会より所属会員に向け、無償差し替え作業開始。 |

※平成 25 年度頒布分の職務上請求書については、例年どおりの作業スケジュールとなります。

4．その他

会員向けの周知として、月刊日本行政 6 月号に本改正規則の概要と現行様式の経過措置の取扱いについて関連記事を掲載するとともに、無償差し替えについても、月刊日本行政 7 月号以降で追ってご案内する予定です。

＜別添資料＞

・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）」
※理事会議案資料（新旧対照条文を含む。）

以上

# 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）

【改正理由】

日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする改正住民基本台帳法（平成21年7月15日公布）が、平成24年7月9日より施行される。

同法施行により、行政書士も依頼人である外国人住民の住民票の写し等を日本人同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能となることから、同請求を行う場合の行政書士用職務上請求書の必要な様式改訂を行うもの。

また、平成22年度に総務省組織の名称変更等があったことから、これに対応すべく改正する。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「市町村課」を「住民制度課」に改める。

様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「□本籍」の下に「又は国籍・地域」を加える。

様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内の「請求に係る者の氏名」の下に「(外国人にあっては通称のみにても可。)」を、同（4）欄内の「住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに定める事項」の下に「(外国人にあっては第30条の51による読み替えあり)」を加え、同（5）欄内の末尾に次の一文を加える。

「なお、外国人について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。」

附　則

(施行期日)

1　この規則は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行の日（平成24年7月9日）から施行する。

(現に払い出されている職務上請求書等に関する経過措置)

2　この規則の施行の際、現に行政書士又は行政書士法人に払い出された旧様式の職務上請求書及び単位会と本会が保管する旧様式の職務上請求書は、平成25年3月31日までの期間に限り、これを使用することができるものとする。

この場合において、外国人住民の住民票の写し等を交付請求するときは、旧様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項(4)」内の「□本籍」の後ろに「又は国籍・地域」の文言を、請求者が追記するものとする。

## 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）
## 新旧対照条文

| 改正案 | 現　行 |
|---|---|
| （盗難等の報告及び未返戻の取扱い）<br>第31条　（略）<br>2　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び住民制度課に報告し、周知を図ることとする。 | （盗難等の報告及び未返戻の取扱い）<br>第31条　（略）<br>2　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び市町村課に報告し、周知を図ることとする。 |
| 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第12条の3第7項により基礎証明事項以外の事項」内<br>□本籍又は国籍・地域 | 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第12条の3第7項により基礎証明事項以外の事項」内<br>□本籍 |
| 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内<br>戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名（外国人にあっては通称のみにても可。）、又は請求に係る者の範囲を記入する。 | 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内<br>戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名、又は請求に係る者の範囲を記入する。 |
| 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（4）欄内住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに定める事項（外国人にあっては第30条の51による読み替えあり）をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。 | 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（4）欄内住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに定める事項をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。 |
| 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（5）欄内<br>「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の | 様式第1号（第2条第2項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（5）欄内<br>「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍 |

| | |
|---|---|
| 記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。<br>なお、外国人について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。 | 等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。 |

# 「平成２５年度予算に関する広報チラシ」の送付について

平成２５年５月
経済産業省中小企業庁

日頃から中小企業・小規模事業者施策の推進につきましては、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成２５年度予算成立に伴い、中小企業・小規模事業者の方々がご活用いただける主要な支援策について、分かり易く要点をまとめたチラシを作成しましたので送付いたします。

前回お送りしました平成２４年度補正予算のチラシにあわせて、本チラシをご活用頂き、中小企業・小規模事業者の皆様のお役に立てれば幸いです。
何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、各補助事業の募集状況につきましては、中小企業庁ホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/24fyHosei/index.htm）をご覧下さい。
また、中小企業・小規模事業者に関する様々な情報は、本年５月から始めました中小企業庁公式ツイッターやメールマガジン「e-中小企業ネットマガジン」を是非、ご活用下さい。

「中小企業庁公式ツイッター」のフォローは、こちらから https://twitter.com/meti_chusho
「e-中小企業ネットマガジン」のご登録は、こちらから http://mail-news.sme.ne.jp/

経済産業省中小企業庁広報相談室
ＴＥＬ：０３－３５０１－１７０９

小規模事業者のみなさま

# 小規模補助金

（平成25年度予算　小規模事業者活性化事業）

## 小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓等に使えます。

女性や若者をはじめとした意欲ある経営者等が行う小規模事業者の新たな事業活動を支援します。

## 最大で、300万円の事業に200万円の補助（補助率：2/3）が出ます。

対象経費～人件費、試作・実験費、広報費、マーケティング調査費、展示会等出展費等に使えます。

## 「認定支援機関」（金融機関等）が、計画策定～実行をサポートします。

認定支援機関たる金融機関または金融機関（政府系金融機関含む）と連携した認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

## ▼ 以下のような、新商品・新サービスの開発等の際に使える補助金です ▼

### ①地域ニーズに対応した新サービスの提供

地域密着型の子育て情報サイトを核として、フリーペーパー発行、親子カフェの運営イベントの企画・立案、商品開発、マーケティング等、子育てに特化した事業を展開。幼稚園や習い事の情報、不審者出没情報等様々な情報を提供。



### ②特定のニーズに対応した新商品開発

外反母趾や足の痛みなど足にトラブルを抱える女性向けメディカルオーダーメイドシューズ（足に何らかの疾病を持っている方が病状の進行予防または改善のため、医師の診断に基づき採寸・採型をして作る靴）の製造・販売を開始。



### ちいさな企業の声発！



○現在の助成金制度は事務手続きが非常に煩雑であったり、金額の規模が大きかったりして、小規模事業者が使えるものはない。

○補助金の額は200万～300万円程度でよく、多くの企業が支援を受けられることを望む。

## お問い合わせ先（申請書の提出先）

| | | |
|---|---|---|
| 北海道経済産業局 | 中小企業課<br>新事業促進室 | TEL 011－756－6718 |
| 東北経済産業局 | 中小企業課<br>新事業促進室 | TEL 022－221－4923 |
| 関東経済産業局 | 経営支援課 | TEL 048－600－0428 |
| 中部経済産業局 | 経営支援課<br>新事業支援室 | TEL 052－951－2761 |
| 近畿経済産業局 | 中小企業課 | TEL 06－6966－6023 |
| 中国経済産業局 | 経営支援課 | TEL 082－224－5658 |
| 四国経済産業局 | 中小企業課<br>新事業促進室 | TEL 087－811－8562 |
| 九州経済産業局 | 中小企業課<br>中小企業経営支援室 | TEL 092－482－5491 |
| 沖縄総合事務局 | 中小企業課 | TEL 098－866－1755 |
| 中小企業庁 | 新事業促進課 | TEL 03－3501－1767 |

### ▼ 身近な「認定支援機関」窓口を活用しましょう！ ▼

○【認定支援機関】とは、地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関で、「ちいさな企業」の【身近な相談窓口】です。
○【事業計画の策定】の支援と、それぞれの機関の【専門分野のアドバイス】が受けられます。
○【補助金を申請】する際にはぜひご相談ください。

### ▲ 公募状況や認定支援機関は中小企業庁ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/)で確認できます ▲

平成25年度予算では、平成24年度補正予算に引き続き「ちいさな企業」のさまざまな応援メニューをご用意しました。これらは「ちいさな企業」が「成長」するための積極的な取り組みへの補助金や支援プログラム等です。積極的にご活用ください。

*私に合う!?*
日本全国の「ちいさな企業」の生の声から生まれた補助金です

*使いづらい!?*
これまでの補助金よりも使いやすく小口型の補助金です

*面倒くさい!?*
これまでの申請よりも書類の簡素化に努めました

相談する相手が見つからない方

# 支援ポータルサイト構築/専門家派遣

（平成25年度予算　中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業）

## 支援ポータルサイトを利用して、補助金情報等、様々な「知識」が得られます。

100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す方と、1万以上の専門家等が参画するITクラウドを活用した支援ポータルサイトを開設します。これにより中小企業向けの支援情報をワンストップで得られるようにするとともに、オンライン上で自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるようになります。また、業務連携を支援する機能や、経営改革を支援する機能など、順次機能を拡充していきます。

## 高度な経営課題等の相談に対応する専門家を無料派遣します。

新しいビジネスプランの提案や知的財産管理等の支援など、高度・専門的な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して、1企業3回まで、無料で様々な分野の専門家を派遣します。

登録専門家：弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、中小企業診断士、司法書士、行政書士、弁理士、技術士、経営・生産管理等の実務経験を有する企業OB、ITコーディネーター　等

まずは、お近くの登録支援機関にご相談ください。
（登録支援機関一覧：http://www.pasona.co.jp/pr/nw/haken/）
※なお、上記支援ポータルサイト開設後は、支援ポータルサイトを使ったオンラインでの申請も可能となります。

## ▼ 以下のように、中小企業・小規模事業者が活用できます ▼

### ①自分が使える支援策があれば、積極的に活用したい

例）補助金等の申請のタイミングを逃さないようにするため、支援ポータルサイトを活用し、自分にあった支援情報をタイムリーに入手。



### ②集客を増加させるための相談をしたい

例）集客を増やすための新メニューの考案や店内のリューアルオープン等に向けて、専門家の派遣支援を受けながら、新たなビジネスプランの策定に取り組んだ。



### ③専門家や先輩経営者に気軽に相談したい

例）経営について身近に相談できる相手がいないため、支援ポータルサイトを活用して自分にあった専門家や先輩経営者を見つけ、オンライン上での相談や情報交換を行った。



### ちいさな企業の声発！



「知識サポートというのがあったら面白いと思う。お金の問題だけでなく、経営を進める中でどう歯車を回して いくか、その中で知識が必要」

「各種支援機関を一般に認知されていない現状において、どのようにサポートをしていくのか、インフラ整備をしていくのかというところは、行政が少しサポートをしていただいて、民間も行政も一緒になってプラットフォームをつくっていく必要があるのではないか」

## お問い合わせ先

| | | |
|---|---|---|
| 中小企業庁 | 経営支援課 | TEL 03－3501－1763 |
| | 小規模企業政策室 | TEL 03－3501－2036 |

専門家派遣に関するお問い合わせは下記経済産業局でも対応いたします。

| | | |
|---|---|---|
| 北海道経済産業局 | 中小企業課 | TEL 011－709－1783 |
| 東北経済産業局 | 中小企業課 | TEL 022－221－4922 |
| 関東経済産業局 | 中小企業課 | TEL 048－600－0322 |
| 中部経済産業局 | 中小企業課 | TEL 052－951－2748 |
| 近畿経済産業局 | 中小企業課 | TEL 06－6966－6023 |
| 中国経済産業局 | 中小企業課 | TEL 082－224－5661 |
| 四国経済産業局 | 中小企業課 | TEL 087－811－8529 |
| 九州経済産業局 | 中小企業課 | TEL 092－482－5449 |
| 沖縄総合事務局 | 中小企業課 | TEL 098－866－1755 |

**専門家派遣を希望される方は、まずはお近くの登録支援機関までご相談ください。**
**登録支援機関が相談を受付け、必要な専門家の派遣を行います。**
**（登録支援機関一覧：http://www.pasona.co.jp/pr/nw/haken/）**

**下請事業者のみなさま**

# 下請新分野進出補助金

（平成25年度予算　下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金）

## 親事業者のリストラ等の影響を受けた下請中小企業・小規模事業者が対象となります。

親事業者等の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請中小企業・小規模事業者が対象となります。

## 新分野進出等への取組に、最大500万円の補助（補助率：2／3）が出ます。

新分野への進出等による取引先の多様化のための試作・開発、展示会出展等の費用を補助します。

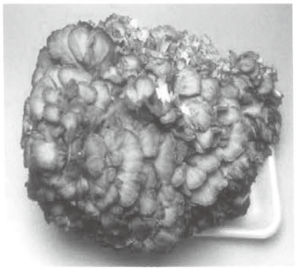
## 「経済産業局」が、相談窓口です。

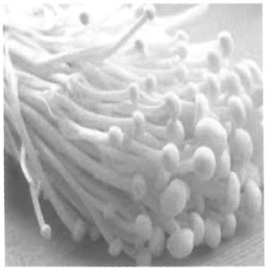
申請者の主たる事業所の所在地を所管する経済産業局が応募受付先、問い合わせ先です。

### ▼ 以下のような積極的な取組が補助対象となります▼

#### ①新たな業種へチャレンジしたい

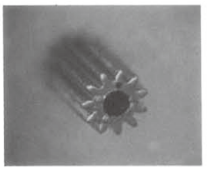
（例）電子部品の下請としてやってきたが、親事業者の工場閉鎖が決定。電子部品の生産管理技術を活用して栽培した高品質のマイタケやエノキダケを使い、健康食品分野に挑戦することで、生き残りをかけたい。



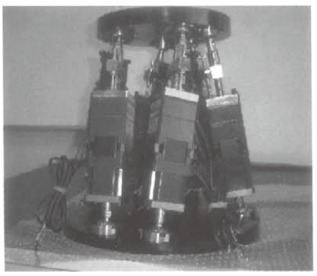


#### ②新たな取引先を開拓したい

（例）大手・中堅製造業の生産拠点の海外展開が進み、受注量が大きく減少。そこで、独自技術を持った企業群で協力し合い、高速情報通信網を活用して、スーパーデバイス（超精密、超高性能部品等）の開発から試作、量産試行を行いたい。







開発製品群

## お問い合わせ先 （申請書の提出先）

| | | |
|---|---|---|
| 北海道経済産業局 | 産業部中小企業課 | TEL 011－709－3140 |
| 東北経済産業局 | 産業部中小企業課 | TEL 022－221－4922 |
| 関東経済産業局 | 産業部中小企業課 | TEL 048－600－0321 |
| 中部経済産業局 | 産業部中小企業課<br>下請代金検査官室 | TEL 052－951－0400 |
| 近畿経済産業局 | 下請取引適正化推進室 | TEL 06－6966－6037 |
| 中国経済産業局 | 産業部中小企業課 | TEL 082－224－5661 |
| 四国経済産業局 | 産業部中小企業課 | TEL 087－811－8529 |
| 九州経済産業局 | 産業部中小企業課 | TEL 092－482－5450 |
| 沖縄総合事務局 | 中小企業課 | TEL 098－866－1755 |
| 中小企業庁 | 取引課 | TEL 03－3501－1669 |

▲ 公募状況は中小企業庁ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/)で確認できます ▲

# 商店街のみなさま

# 商店街支援補助金

（平成25年度予算　地域中小商業支援事業）

## 商店街の行う活性化に向けた取組に補助金が出ます。

①商店街の行う集客力向上及び売上増加に効果のある取組、②地域コミュニティのために行う取組、③構造改革への取組

## 各地方の経済産業局が、相談窓口です。

地域中小商業支援事業は、各地方の経済産業局が相談窓口です。

## ▼ 以下のような、地域商店街の積極的な取組に使える補助金です ▼

### ①商店街の活力を上げたい（商店街活力補助金）

空き店舗活用事業や賑わい創出のイベントなど、商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する集客力向上及び売上増加に効果のある取組を支援します。

例）空き店舗を活用し、地域資源を活用したアンテナショップを開きたい。
例）商店街の来街者を増やすためにお祭りを行いたい。



補助率：補助対象経費の1/3～2/3
＊補助率が2／3になるためには「地域商店街活性化法」の認定を受けることが必要です。

### ②地域コミュニティに貢献する商店街にしたい（商店街コミュニティ再生補助金）

子育て支援や高齢者の社会生活支援など、商店街が実施する地域コミュニティの機能再生に向けた取組を支援します。

例）子育て支援施設や高齢者の交流施設を整備したい。

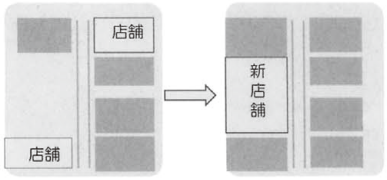


補助率：2/3
＊コミュニティ施設の整備には商店街組織と民間事業者との連携体での申請が必要です。
＊事前にコミュニティ施設に対する地域のニーズや事業継続性についての調査が必要です。（調査も補助の対象となります。）

### ③商店街の構造改革を進めたい（商店街構造改革補助金）

役目を終えたアーケードの撤去や、未利用地への店舗の集約など、外部環境の変化に適合した形で商店街の構造改革を進める取組を支援します。

例）不要となった店舗を集約化して、維持費にかかっていたお金を次世代への投資に活用したい。




補助率：2/3

### 商店街の声発！

○商店街から人がいなくなるというのは地域コミュニティが廃れるということ。これを防ぐ支援が必要。
○商店街が持っている役割には物を売り買いする経済的役割、人が出会う場所である社会的役割、情報を発信するという文化的役割がある。そういう意味でハードとソフトは両輪。それにプラス、ハート。こうした部分を是非とも行政の方にも考えていただきたい。

## お問い合わせ先

### 地域中小商業支援事業

| | | |
|---|---|---|
| 北海道経済産業局 | 商業振興室 | TEL 011－738－3236 |
| 東北経済産業局 | 商業・流通サービス産業課 | TEL 022－221－4914 |
| 関東経済産業局 | 商業振興室 | TEL 048－600－0317 |
| 中部経済産業局 | 商業振興室 | TEL 052－951－0597 |
| 近畿経済産業局 | 流通・サービス産業課 | TEL 06－6966－6025 |
| 中国経済産業局 | 流通・サービス産業課 | TEL 082－224－5653 |
| 四国経済産業局 | 商業・流通・サービス産業課 | TEL 087－811－8524 |
| 九州経済産業局 | 商業振興室 | TEL 092－482－5456 |
| 沖縄総合事務局 | 商務通商課 | TEL 098－866－1731 |
| 中小企業庁 | 商業課 | TEL 03－3501－1929 |

▲ 公募状況は中小企業庁ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/)で確認できます ▲

平成25年度予算では、「ちいさな企業」のさまざまな応援メニューを御用意しました。これらは「ちいさな企業」が「成長」するための積極的な取組への補助金や支援プログラム等です。積極的に御活用ください。

***私に合う!?***
日本全国の
「ちいさな企業」の
生の声から生まれた
補助金です

***使いづらい!?***
これまでの
補助金よりも使いやすく
小口の利用ができます

***面倒くさい!?***
これまでの
申請よりも書類の簡素化
に努めました

| 製造業のみなさま | ものづくり連携支援<br>（平成25年度予算　ものづくり中小企業連携支援事業） |
|---|---|

## ①国から委託事業を受託することができます。委託上限額4,500万円

「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発を実施する共同体の取組を支援します。（戦略的基盤技術高度化支援事業=サポイン）

## ②技術流出防止や模倣品対策を目指す試作開発・販路開拓を支援します。

中小企業・小規模事業者等を含む共同体が対象です。補助上限額は単年度2000万円（補助率2／3）になります。（グローバル技術連携支援事業=グローバル）

## ③産学連携体が行う試作品開発等を支援します。補助額300万～3,000万円

中小企業等と大学・高専とで構成される産学連携体が対象です。試作品の開発等に係る機器設備費、労務費、共同研究費等の一部を補助します（補助率2/3）。（地域中小企業イノベーション創出補助事業＝地域イノベ）

## ▼ 以下のような、積極的な取り組みに使える支援です ▼

### ①研究開発

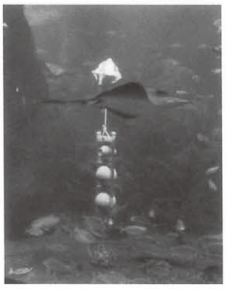
例）金属プレス加工
高温での加工や複数のプレス工程が必要な電気自動車用電池ケースの製造を従来工法から改良し、製造工程やコストの大幅な削減を目指す研究開発を行いたい。
○工程数の半減に成功。
○焼鈍工程の省略



電気自動車用蓄電池ケース

### ②模倣品対策・販路開拓

例）後継者がなく、廃業する中小企業が多いが、小さな町工場でも、力を結集してイノベーションを実現したい。そんな夢を深海に託した世界初の深海シャトルビークル開発プロジェクト。



深海シャトルビークル「江戸っ子1号」

### ③試作品の開発・評価

例）高ガスバリア性フィルム封止材料を用いたフレキシブル有機EL照明の開発を、大学および公的研究機関が有する高い技術を活用して行いたい。



有機EL照明パネル

ちいさな企業の声発！



### 浜野慶一さん

下請け企業からの脱却を目指した深海探査船「江戸っ子1号プロジェクト」が、グローバル技術連携支援で発足できました。プロジェクトの進捗に伴い、若手社員だけでなく社長も育ち、各社の社風・文化は確実に変わり始めています。（株式会社浜野製作所　代表取締役）

## お問い合わせ先

### 担当経済産業局（申請書の提出先）

| 各経済産業局 | サポイン担当課 | グローバル・イノベ担当課 | 担当する都道府県名 |
|---|---|---|---|
| 北海道経済産業局 | 地域経済部　製造産業課<br>TEL011-709-1784 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL011-709-5441 | 北海道 |
| 東北経済産業局 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL：022-221-4897 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL022-221-4897 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 関東経済産業局 | 産業部　製造産業課<br>TEL：048-600-0307 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL048-600-0235 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野山梨、静岡 |
| 中部経済産業局 | 産業部　製造産業課<br>TEL：052-951-2724 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL052-951-2774 | 愛知、岐阜、三重、富山、石川 |
| 近畿経済産業局 | 産業部　製造産業課<br>ものづくり産業支援室<br>TEL：06-6966-6022 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL06-6966-6017 | 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国経済産業局 | 地域経済部　次世代産業課<br>TEL：082-224-5680 | 地域経済部　次世代産業課<br>TEL082-224-5680 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| 四国経済産業局 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL：087-811-8518 | 地域経済部　産業技術課<br>TEL087-811-8518 | 徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州経済産業局 | 地域経済部　技術振興課<br>TEL：092-482-5464 | 地域経済部　技術企画課<br>TEL092-482-5462 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄総合事務局 | 経済産業部　地域経済課<br>TEL：098-866-1730 | 経済産業部　地域経済課<br>TEL098-866-1730 | 沖縄 |

**▲ 公募状況は中小企業庁ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/)で確認できます ▲**

ものづくり中小企業連携支援事業では、中小企業・小規模事業者が活用しやすいようさまざまな連携支援メニューをご用意しました。積極的にご活用ください。

私に合う!?
日本全国の「ちいさな企業」の生の声を活かした支援策です

使いづらい!?
これまでの支援策よりも使いやすく小口の利用ができます

面倒くさい!?
これまでの申請よりも書類の簡素化に努めました

後継者の育成に取り組むみなさま

# ものづくり人材継承支援

（平成25年度予算　ものづくり小規模事業者等人材育成事業）

## ものづくりの継承を支援します。

① 製造に係る複数の工程の作業を自ら考えこなす力、② 作業内容や現場の特性に応じて機器を操作する力、③ 製造現場等のものの流れを改善する力を継承するための取組を支援します。

## 製造現場で中核として働く人材への支援です。

ものづくりの現場において中核となって働く人材であって、経験の浅い技能工へ技術・技能を伝えることが期待される人材を対象として支援を行います。

## 講習を受講する際に御活用いただけます。

補助率は2／3、補助対象となる経費は、受講料、旅費、宿泊費です。

## ▼ 以下のような、講習を受講するための取組を支援します。 ▼

### 技術・技能の向上

＜例＞

技術・技能を高めまたは広げることで、製品製造に係る複数の工程の作業を自ら考えこなすことができる力の習得を図りたい。



### 指導力の向上

＜例＞

作業内容や現場の特性に応じた機器の使い分け・操作等について、経験の浅い技能工に教える力の習得を図りたい。



### 現場改善力の向上

＜例＞

製造現場の構成や作業手順等を改善する力の習得を図りたい。



ちいさな企業の声発！



**伊藤麻美さん**

企業のミッションは雇用の維持・継続・発展だと思います。
世界に誇る日本企業であり続けるために人を大切にし“人財”育成に力を注ぎます！
（日本電鍍工業株式会社　代表取締役社長）

お問い合わせ先　中小企業庁　創業・技術課　TEL　03－3501－1816

# 住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）の開始についての公示

平成 25 年 5 月 21 日
国土交通省住宅局長　井上　俊之

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）の開始について公示します。

１．事業概要

(1)　事業名　住宅セーフティネット基盤強化推進事業(裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業)

(2)　事業目的

本事業は、裁判外紛争解決手続きの活用等による民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡る紛争の未然防止、紛争解決の円滑化のための体制の整備やその支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、紛争解決体制の充実・強化を図ることを目的とする。

(3)　事業内容

裁判外紛争解決手続きの活用等による民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡る紛争の未然防止、紛争解決の円滑化に資する下記①から③の事業

① 民間賃貸住宅に関する原状回復費用、家賃滞納、更新料、契約違反等の紛争（以下「民間賃貸住宅に係る紛争」という。）に関しての専門家等による電話相談、面接相談等

② 民間賃貸住宅に係る紛争及び裁判外紛争手続に関する事例収集等

③ 民間賃貸住宅に係る紛争の解決業務等に携わる者への研修会の実施等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
平成２５年７月上旬　～　平成２６年３月２４日

２．補助事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

・本事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 技術能力に関する要件

・民間賃貸住宅に係る紛争の解決手続きに関する活動の実績又はその知見や知識を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

・本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を有すること。

(4) 本事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・本事業に係る経理等の処理を適切に行う体制を有すること及び事業実施が可能な経営状況にあること。

３．提案の手続等

(1)　担当部局

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸市場整備係　市毛
電話 03-5253-8111(内線 39365)　ファクシミリ 03-5253-1628
電子メール ichige-t23m@mlit.go.jp

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

①期間　平成２５年５月２１日から平成２５年６月１０日まで

②方法　説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ(1)の担当まで事前連絡を行い、手渡し、FAX、電子メールにより交付。

(3)　提案書の提出期限、場所及び方法

①期限　平成２５年６月１１日１８時００分まで

②場所　上記３(1)の担当部局

③方法　上記３(1)の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は３部（正本１部、副本２部）、電送又は電子メールの場合は１部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎2009」「Adobe Acrobat Reader9」以前の形式に限る。
・送信する電子メールの容量は５メガバイト以内とすること。
・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

４．補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書を提出した者を採択する。ただし、上記１(3)②及び③の事業については、補助事業の目的に最も合致した提案書を提出した一者を採択する。

５．その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)の担当部局に同じ。
(3)　提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
(4)　提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
(5)　提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
(6)　採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
(7)　採用されなかった提案書は、原則、返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書を提出する際に申し出ること。
(8)　同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。
(8)　同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。
(9)　詳細は説明書による。